

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年8月20日京都市条例第8号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の常勤職員の例に準じて、次の措置を講じることとしました。

- 1 教職員の仕事と育児との両立に向けて、教職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た教職員に対して、仕事と育児との両立支援に関する制度等を知らせるとともに、同制度等に係る請求等に係る当該教職員の意向を確認するための措置を講じる等所要の措置を行うこととしました。
- 2 教職員の仕事と介護との両立に向けて、介護を必要とする状況に至ったことを申し出た教職員に対して、仕事と介護との両立支援に関する制度等を知らせるとともに、同制度等に係る請求等に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じる等所要の措置を行うこととしました。

上記の措置は、令和7年10月1日から実施することとしました。

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年8月20日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 8 号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 育児休業及び育児短時間勤務（第45条・第46条）」を
「第4節 育児休業等（第45条・第46条）」に改める。

第4節の2 仕事と育児又は介護との両立に資する措置（第46条の2）」

第42条前段中「休日」の右に「等」を加える。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 育児休業等

第45条の見出しを削り、同条前段中「教職員の育児休業」の右に「等」を加える。

第46条の見出しを削る。

第3章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 仕事と育児又は介護との両立に資する措置

第46条の2 教職員の仕事と育児又は介護との両立に資する措置については、勤務時間条例第12条から第14条までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第12条第1項各号列記以外の部分及び第3号中「京都市職員の育児休業等に関する条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第45条において準用する京都市職員の育児休業等に関する条例」と、同項第1号及び第3号、同条第2項（第2号を除く。）、第13条第1項並びに第14条第3号中「人事委員会規則で定める」とあるのは「教育委員会が定める」と読み替えるものとする。

附則中第31項を第32項とし、第30項を第31項とし、第29項の前の見出しを削り、同項を第30項とし、同項の前に見出しとして「（関係条例の廃止に伴う経過措置）」を付し、第28項を第29項とし、第24項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、第23項の前の見出しを削り、同項を第24項とし、同項の前に見出しとして「（関係条例の一部改正）」を付し、第22項の次に次の1項を加える。

（部分休業に関する特例）

23 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で令和7年10月1日から令和8

年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の請求をする教職員に対する第45条の規定の適用については、同条前段中「除く。」とあるのは「除く。」及び京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年8月20日京都市条例第7号）附則第2項」と、同条後段中「同条例第12条の2第1項」とあるのは「京都市職員の育児休業等に関する条例第12条の2第1項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第46条の2において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)